

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2024年5月7日

【会社名】 燦キャピタルマネージメント株式会社

【英訳名】 Sun Capital Management Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前田 健 晴

【本店の所在の場所】 大阪市中央区北浜二丁目1番17号

【電話番号】 06-4963-3106

【事務連絡者氏名】 取締役 増田 智

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区北浜二丁目1番17号

【電話番号】 06-4963-3106

【事務連絡者氏名】 取締役 増田 智

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	20,000,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	6,820,000,000円

(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、当初の行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少することがあります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	4,000,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	20,000,000円
発行価格	新株予約権1個につき5円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.05円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2024年5月29日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	燦キャピタルマネージメント株式会社 管理本部 大阪市中央区北浜二丁目1番17号
払込期日	2024年5月29日
割当日	2024年5月29日
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 中之島支店

- (注) 1. 第14回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」といい、以下、本新株予約権の発行を「本資金調達」という。)の発行については、2024年5月7日開催の当社取締役会決議によるものでありますが、2024年5月29日開催予定の当社臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」という。)の特別決議による承認決議がなされることを条件としています。本臨時株主総会による特別決議による承認決議を条件としている理由は、本資金調達に際して希薄化率が25%以上になることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に従い、株主の意思確認手続を実施することとしたためです。詳細については、「第3 [第三者割当の場合の特記事項] 6 [大規模な第三者割当の必要性] 」をご参照ください。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、本臨時株主総会の特別決議による承認決議がなされることを条件に、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」(以下、「本新株予約権総数引受契約」という。)及び本新株予約権の買取契約(以下、「本買取契約」という。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までにSUN ORGANIC FARM株式会社(以下、「割当予定先」又は「SUN ORGANIC FARM」という。)(大阪府大阪市中央区北浜2-1-17 代表取締役 佐々木康裕)との間で本新株予約権総数引受契約及び本買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
4. 本新株予約権の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	燦キャピタルマネージメント株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式400,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、17円とする。但し、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>普通株式について株式の分割をする場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{より当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所市場(以下、「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	6,800,000,000円 (注) 全ての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記の株式の発行価額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2024年5月30日から2026年5月29日(但し、2026年5月29日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1か月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 中之島支店
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権に取得事由は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の方針に従って再編当事会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限る。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、行使の条件及び当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、新株予約権の行使期間に上記表中の行使請求受付場所(以下、「行使請求受付場所」といいます。)を宛先として、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記表中の払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生するものとします。
- (4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとします。

2. 本新株予約権の行使の効力発生日

本新株予約権の行使の効力は、上記1「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生するものとします。

3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しないものとします。

4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

5. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じるものとします。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任するものとします。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とするものとします。

- (4) 当社は、割当予定先との間で、本有価証券届出書に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要すること、本新株予約権が残存している間、原則として、(a)割当予定先の事前の書面による承諾を得ることなく、当社の普通株式又は普通株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、またデッド・エクイティ・スワップ等の実行による普通株式の発行又は交付、会社の普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者をも上記の各行為を行わせないこと、(b)株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を発行又は交付しようとする場合には、事前に割当予定先に対して同一の条件・内容により引受ける意向があるか否か確認すること等を規定する、本買取契約を締結する予定です。

6. 新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 本資金調達の目的及び理由

当社は、「クリーンエネルギー分野」「インバウンド分野」「地方創生分野」「我が国の技術分野」の4つのテーマを掲げ、これらの事業展開の中で、より良い役務を世の中に提供しながら企業群の事業発展に資する取り組みを進めており、事業の選択に注力し、金融・コンサルティング事業にリソースを集中投下することで、企業群の事業発展を進めております。

このような事業環境の中、2023年5月25日に開示しましたとおり、桂経営ソリューションズ株式会社（大阪府大阪市中央区平野町1-8-11 代表取締役 桂幹人）との間で、各々の事業に関して有するノウハウ、財務基盤、人的基盤その他の業務基盤を相互に有効活用することにより、事業にかかる業務の効率化を図りつつ、業務の相乗効果を高め、各々の企業価値を高めることを目的とした業務提携契約を締結し、当社の金融・財務ノウハウはコンサルティング業務を通じて収益の向上に努め、当該事業を主力事業の一つに成長させるべく、積極的な事業展開を進めております。

また、2022年4月12日付「第三者割当により発行される第13回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第三者割当契約に関するお知らせ」及び2023年7月14日付「資金使途の変更に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、当社は、再生エネルギー事業としての太陽光発電開発事業における売電事業において経産省から認可を受けた際に事業者と設備に対して発行されるID(FIT権利を取得済)の権利売買事業及び「地方創生・地域活性化」及び「SDGs」に関連する事業会社への投資等の新たな投資事業による収益性の向上を目指しておりました。

しかしながら、当社は、2023年3月期の連結業績では、売上高381百万円、営業損失482百万円、経常損失546百万円、親会社株主に帰属する当期純損失904百万円、また、2024年3月期第3四半期の連結業績では、売上高208百万円、営業損失237百万円、経常損失276百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失265百万円を計上し、2023年12月末時点での現金及び預金残高が38百万円となっております。また、2023年3月期においては、2022年11月14日に公表した第2四半期決算において150百万円の特別損失を計上し、2024年3月期においては、2023年5月12日に公表した第1四半期決算において77百万円、2023年11月14日に公表した第2四半期決算において77.5百万円、2024年2月14日に公表した第3四半期決算において3.4百万円の特別損失を計上しております。

現在、当社株価の低迷により2022年4月に発行した第13回新株予約権の行使が進んでいないため、予定していた資金使途である投資資金の確保が難しい状況となっており、何らかの手段により資金を調達しなければ、事業活動を継続するための運転資金の確保が困難な状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。加えて、当社の企業価値を向上させるための事業展開を行うにあたり、安定的な収益が上がらない現状では、コーポレートの信用による金融機関からの融資は難しいこともあり、金融機関等からの決済資金等の調達が進まず、自己資金での事業展開を余儀なくされ、取り扱うことができる案件は規模、件数等が限定されることになり、更なる成長に向けた基盤構築のための事業資金の確保は必須であり、事業資金の調達により、既存事業の案件の情報量増加が期待できるだけでなく、これまで自己資金の投下可能額が限定的であったことから検討できなかったM&A案件や新規事業等に関する優良な案件情報も入手することが可能となるため、当該必要資金の引受先となる事業会社及び投資会社等を模索してまいりました。

当社としましては、いままで取組んできた事業により獲得したノウハウ及びネットワーク並びにシステムを活用し、既存事業を伸長・拡大させ、また、新たな事業領域の開拓を行う等により、当社の収益力の向上を図ることが喫緊の課題であり、当該課題解決のためには、既存事業の拡大及び新規事業を行うための資金を必要とし、また、当面の当社グループ維持のための運転資金等の確保も必要であると考えております。

過去の資金調達において調達した資金で函館山ホテルの取得、地方創生、不動産特定事業を行う会社の取得等を行ってまいりましたが、株価低迷により第13回新株予約権の行使が進まず保有資産の維持、運転資金に費消し投資が停滞していました。しかし、当社は昨年役員体制を一新しており、価値ある投資、収益性のある投資を行っていく決断に至った次第です。今後は、より一層、内部統制、コーポレートガバナンスを厳格に運営し、案件毎の検討、審査、社内決定のプロセスをより確実に進めてまいります。

今回、当社の経営方針にご理解ご賛同頂ける割当予定先の目途が立ったため、上記必要資金を確保することを目的として、本資金調達の実施を決定いたしました。

なお、本資金調達の手法について、当社は、割当予定先であるSUN ORGANIC FARM代表取締役の佐々木康裕氏(以下「佐々木氏」といいます。)に対して、全量新株式による引受けを打診いたしました。その結果、株式市場における当社の株価の推移等を踏まえ、全量新株式による引受けは困難であるが、新株予約権による引受けであれば可能である旨の回答が当社代表取締役とSUN ORGANIC FARMとの面談時に聴取し、加えて前代表である前田奈津子氏からも同様の方針であり次期代表である佐々木氏に引き継いでいると確認を取っております。当社といたしましては、当社が継続的かつ十分な収益を確保するためには本資金調達は必須であるとの認識から同社の要請に応じたものであります。

なお、株価低迷等の理由により本新株予約権の行使が進まず十分な調達がなされなかった場合には、事業活動を継続するための運転資金の確保及び借入金の返済を優先する予定です。

(2) 本資金調達方法を選択した理由

前述のとおり、前期、今期の特別損失の計上による業績の悪化が表面化する中、当社として未だ安定的な収益構造の構築までには至っておらず、当社の財務状況も脆弱と言わざるを得ず、この状況を打開するための事業展開に必要な資金の確保に際し、以下のとおり、資金調達方法の検討を行った結果、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達が有効かつ適切であり、その中で、第三者割当による本新株予約権の発行が最適であるとの結論に至りました。

(A) 金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れにつきましては、当社の過去の決算状況及び未だ安定的な収益計上を確立するに至っておらず、現在、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している状況を鑑みて、新規融資を受けることは困難と判断し、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(B) 公募増資

公募増資は、有力な資金調達手段の1つではありますが、現在の当社の企業規模(時価総額等)及び財務状況を鑑みると、引受幹事証券を探すことは困難であり、公募増資を実施することは現実的ではないと判断し、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

(C) ライツ・オフアリング

ライツ・オフアリングには、コミットメント型ライツ・オフアリング(特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを実行することを定めた契約を締結するもの)とノンコミットメント型ライツ・オフアリング(コミットメント型のような特定の契約を締結せず、新株予約権の行使が株主様の決定に委ねられるもの)があり、このうち、コミットメント型ライツ・オフアリングは、現時点において当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せないだろうと思われることから、資金調達方法の候補から除外することといたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングは、直近の当社の業績を鑑みると、既存株主様のご理解を得ることは大変難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(D) 非上場型の新株予約権の株主無償割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使されない既存株主の皆様が、株式価値の希薄化による影響を回避するための選択肢が限定的であること、また、直近の当社の業績を鑑みると、既存株主様のご理解を得ることは大変難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(E) 有償株主割当増資

有償株主割当増資は、割当株式の引受の意思のない株主様向けの対応策として、東京証券取引所において発行日決済取引による売却が可能であるなど、株主の皆様にとって平等かつ公平な手法であり、希薄化による不利益を最小化することができることなどから、有効な資金調達手段の1つではありますが、直近の当社の業績を鑑みると、既存株主様のご理解を得ることは大変難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(F) 第三者割当による新株式の発行

第三者割当による新株式の発行は、一度に多額の資金調達を可能とする反面、一度に調達額相当の希薄化を引き起こすものであり、株主の皆様や株式市場に対する直接的な影響が、新株予約権付社債及び新株予約権の発行による場合に比較してより大きいといえます。また、割当予定先に対して、新株式による引受けを打診いたしました。また、株式市場における当社の株価の推移等を踏まえ、新株式による引受けは困難である旨の回答があり、その他にも現時点では適当な割当先が存在しないため、第三者割当による新株式の発行は断念いたしました。

(G) MSワラント

株価に連動して行使価額が修正される新株予約権(いわゆるMSワラント)は、将来的な市場株価の変動によって行使価額が修正されること、行使価額の下方修正がなされた場合には、当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があることに加え、株価動向によっては株式価値の想定外の希薄化が進行するおそれがあることから、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
6,820,000,000	9,000,000	6,811,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額(20,000,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額([6,800,000,000] 円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額(9,000,000円)の内訳は、弁護士費用(7,000,000円)、公正時価算定(2,000,000円)です。これには消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の行使により調達する資金の使途

具体的な使途	支出予定額 (百万円)	支出予定時期
当社グループ既存事業の運転資金	720	2024年6月～2027年3月
借入金の返済	520	2024年6月～2026年3月
「クリーンエネルギー」に関する事業への投資資金	680	2024年6月～2026年3月
「我が国の技術」に関する投資資金	680	2024年6月～2026年3月
「インバウンド」や「地方創生」に関する投資資金	810	2024年6月～2026年3月
国内不動産投資事業に関する投資資金	1,800	2024年6月～2026年3月
M&Aによる投資資金	1,600	2024年6月～2026年3月
合計	6,810	

自己資金と新株予約権の発行によって調達された資金は別の銀行口座で管理いたします。借入金は運転資金と事業遂行における会社設立、一部投資に利用しました。

本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使により調達する資金の使途に関する詳細につきましては、以下のとおりです。

2023年5月に新型コロナウイルス感染症について感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが「5類感染症」に移行されたことにより、海外渡航に関する規制もほぼ撤廃される等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた各種行動制限の影響が非常に限定的になりましたが、資源の高騰や円安に伴う物価の上昇により、原材料費をはじめ人件費や水光熱費等の様々なコストの上昇が懸念されております。このため、厳しい経営環境は依然として継続しており、この厳しい経営環境を乗り越えるためには、これまでの投資事業及びアセットマネジメント事業で培ってきた各企業とのネットワークや金融機関との協力体制を活かしながら、当社が既に取組んでいる「クリーンエネルギー分野」「インバウンド分野」「地方創生分野」「我が国の技術分野」の4つのテーマに、当社の企業理念であります「収益性・安全性・社会性を投資規範とした投資事業・投資マネジメント事業を展開することにより、地域経済の活性化、企業育成、事業創出、人材育成を行い、人類・社会に貢献する」という創業精神に立ち返り、投資会社としての本来の役割を果たすべく、長期的な視野に立った投資事業を検討する中で、金融・コンサルティング事業への取組強化を再検討して参りました。

過去の調達に関しては、主に、2021年5月20日に新株発行により調達した200百万円により函館山ホテルを取得し、また、同日に発行された第12回新株予約権により調達された資金について、地方創生・地域活性化関連に482百万円を充当しております。2022年4月22日に発行された第13回新株予約権においては株価低迷のため行使額が低調となっております。

このような現状に鑑み、前述の表に記載のとおり、「インバウンドや地方創生」に関して810百万円、「クリーンエネルギーに関する事業」に関して680百万円、「我が国の技術」に関して680百万円、「国内不動産投資事業」に関して1,800百万円、「M&A」に関して1,600百万円をあてる予定です。その他、支出の優先順位が高い用途として当社グループ既存事業の運転資金に720百万円、借入金の返済に520百万円を予定し、合計6,810百万円の支出を予定しております。

(1) 「インバウンドや地方創生に関する投資資金」

たつの市にある大三萬年堂(兵庫県たつの市龍野町本町47-2 代表、安原和夫)を軸に小京都構想を考えております。具体的な構想として、たつの市が姫路城に近いためインバウンド観光客の方々に宿泊先の距離を少し延ばしていただき、小京都、たつの市での宿泊を促します。そのため、コンテナハウス、古民家を利用した宿泊施設をインバウンド観光客に提供します。また、東名阪高速道路沿いに同様の案件を模索する予定です。

軸となる大三萬年堂は、江戸時代中期の創業以来360年間、創業の地兵庫県たつの市で営みを続ける老舗の和菓子屋です。藩主・脇坂家にお菓子を献上する和菓子屋として、地元で愛されてきました。伝統を感じる和菓子、地元の醤油を使った「醤油まんじゅう」、地元を流れる揖保川を泳ぐ鮎を模った最中「揖水の鮎」、舌先でとろけ流れる甘味の「煉羊羹」と人気のある商品を有しています。

大三萬年堂の第13代当主であり、株式会社HANARE(東京都中央区日本橋兜町5-1 代表取締役、安原伶香)の代表取締役を務める安原伶香氏(以下、「安原社長」といいます。)は、和菓子・洋菓子研究者としても著名であり、TV・雑誌といった各種メディアにも取り上げられています。東京渋谷の東急フードショーにも出店しスイーツ大賞を受賞した実績もあります。当社は、安原社長の『和洋折衷・温故知新』をテーマとした新しいお菓子で日本の伝統文化を繋いでいきたい、という想いに共感し、また、当社が注力している「インバウンド」や「地方創生」分野におけるテーマと共通することから、2023年6月28日付で基本合意書を締結しております。安原社長は、「和と洋を結び、そして人と人のご縁を結ぶ菓子屋として、お客様に愛されるお店」という想いを実現化するため、大三萬年堂及び株式会社HANAREを中心とした、播磨国『小京都「たつの」カフェ城下町構想』を計画しています。

そこで、当社としても、たつの市の発展のために小京都構想を軸に、大三萬年堂の第12代当主・安原和夫氏、第13代当主・安原伶香氏と協議しております。たつの市の発展のため、欧米からのインバウンド観光客、特にミドルアッパーの客層を対象とした宿泊施設やグランピング施設を建設予定です。具体的には、1軒50百万円程度、3件程度を想定して古民家と隣接した土地を購入し、計150百万円をかけて改築します。また、グランピング施設においては1個当たり数百万円のコンテナを2-3個購入し、快適なグランピング仕様に仕立てるため、それぞれ110百万円程度を投資する予定です。手ぶらで訪れることができ、高級食材やデザートとして上記の和菓子を楽しめ癒しとくつろぎを感じられる施設を目指します。これらの宿泊施設・グランピング施設についてはADR(一人当たりの客室単価)2万円以上を想定し、70%以上の稼働率を目指します。上記の自己投資に加えて、「インバウンドや地方創生」というテーマのもと、古民家改修やコンテナハウスのために外部の投資家による、いわゆる、GK/TKスキーム(合同会社と匿名組合を用いたスキーム)による出資の検討も行います。

一方、軸となる大三萬年堂現店舗は改築により、和菓子を提供するカフェを併設する予定です。また、当社は110百万円程度の投資を行い、近隣に新設カフェを建設することで収益化を図ります。今後、和菓子の全国展開においては株式会社HANAREに一部出資することを検討し販売収益の拡大を考えます。

(2) 「クリーンエネルギーに関する事業への投資資金」

当社が50.8%出資している、山陽小野田バイオマス燃料供給株式会社(山口県山陽小野田市大字高畑字北畑77-111 代表取締役 前田健司)によるバイオマス発電事業への投資案件になります。具体的には、山陽小野田バイオマス燃料供給株式会社で間伐材などをチップ状に加工し、バイオマス発電を行う山陽小野田バイオマスグリーンエナジー株式会社(山口県山陽小野田市大字高畑字北畑77-111 代表取締役 神谷拓生)に燃料を供給する事業への投融資になります。当社は、出資先である山陽小野田バイオマス燃料供給株式会社に対して、当面の間のチップ粉碎機に170百万円、それを運搬する重機とチップ乾燥機に40百万円、それらをあわせて210百万円を投融資する予定です。

具体的なスキームは未定ですが、新しくSPCを設立して子会社化及びGK/TKスキームの活用等を行い、投融資を行うことを想定しています。その後、軌道に乗ったことを確認した後に、340百万円かけて、継続的に燃料チップを確保できるよう地上権等、森林の権利に投資を行います。

具体的な内容としては当社の出資先である山陽小野田バイオマス燃料供給株式会社が森林の整備事業を行う株式会社西村(兵庫県神戸市中央区北長狭通5-2-19 代表取締役、西村嶺)と共同で上記権利を保有し、森林の伐採を行います。伐採された木材のうち、中心の角材は住宅メーカーに販売し、側面のチップと間伐材をバイオマス発電の燃料に利用し、クリーンエネルギーに関する事業に貢献します。

想定規模として、1haの森林において3,000本(300t)の森林資源があり、1日あたり450本(45t)を伐採します。

この場合1日の木材供給量が角材21.6m³、チップ50.4m³相当となり、販売単価として角材4万円/m³、チップ11,340円を見込んでいるところ、1日の売り上げは角材864,000円、チップ571,536円を予定します。これにより年間の売上総利益130百万円が期待されます。

森林法により1区画当たりの年間最大20haまでの伐採が許可されるため、5区画を保有すると100haの伐採を見込んでおります。当社としては、山陽小野田バイオマス燃料供給株式会社への出資を通じて積極的に森林権利を取得し、売上や利益の規模の拡大を図ります。

次に、株式会社Martial ACE Holdings(大阪府大阪市北区西天満1-7-4 代表取締役 竹井伸)への融資等を予定しております。同社は住宅関連事業として太陽光発電システム及び蓄電池システムの販売を行っております。現在、自治体が2030年までに新築住宅において太陽光パネル設置の義務化に動いており販売促進に有効と考えております。それに向けて同社の営業を促進させることを考えております。FIT制度満了世帯は毎年20万件あり、既存、太陽光発電システムユーザーの普及率はまだ1%のため、今後の蓄電池への興味・需要も高いと考えています。

ZEH(ゼロエネルギーハウス=太陽光や蓄電池が設置されている家)への消費者の理解を深め、メリットを理解していただくことで、同社の太陽光発電システム及び蓄電池システムの販売を推進します。この事業に関してB to Cとなりスローなスタートが見込まれるため、まずは30百万円程度をかけて、同社への融資等によりマーケティングを実施し、その後、在庫購入のため融資等を100百万円行い、事業拡大を図りたいと考えています。

(3) 「我が国の技術に関する投資資金」

鉛バッテリー寿命を延ばす事業を株式会社BRネクスト(大阪府大阪市南本町3-6-6 代表取締役 松村和也)と行う予定です。これは、フォークリフト等に用いられている鉛バッテリーの本来の性能を長時間維持・回復させることで、バッテリーの交換を抑え、環境にやさしく、経費削減にも繋がる鉛バッテリー延命装置「BR.N」の販売事業になります。BR.Nは鉛バッテリーの劣化の原因の一つである、サルフェーションを溶解・除去することにより、鉛バッテリーの、寿命が伸びる、パワー・稼働時間が蘇る、発火・爆発を抑制する、製造CO2排出を低減するといった効果が期待できます。BR.Nは他社製品と比較しても最も効果が出るのが速く、消費電力が小さいことを特徴としており、すでに物流、製造工場、データセンター、ビルUPS、無線基地局、医療関係、再生可能エネルギーなど、国内外で同様商品が多数導入されています。現在、同社では、見込み顧客として物流会社1社に試験導入済みです。装置製作費用として、まとまった数での導入が予想されるため在庫費用を含め当社からの融資で賄います。主に延命装置製作と在庫費用として100百万円を予定しており、また、先行するマーケティング費用として30百万円を融資で対応します。

次に、Horizon株式会社(東京都港区浜松町1-30-5-1801 代表者 ニエンツウオ・ツイ)への投資は「香りのデジタル配信プラットフォーム」を予定しております。Horizon株式会社は「香りのデジタル配信で世界をつなぐ」をミッションに「世界80億人の鼻を取りに行く」をビジョンとして掲げ、香りをインターネットで送受信できる仕組みを提供し、これまでの香りビジネスへの革新的なイノベーションを起こします。香りをデジタル配信できる同社のScent Storeは、香りをデジタルデータ化して配信し、ダウンロード可能にする革新的なサービスです。

ユーザーはダウンロードした香りのデータをスマートディフューザーを通じて合成し、実際に香りを体験できます。これにより異なる香りのために多くの香料ボトルを購入する必要がなくなります。香りのデータには上限再生回数を設定できるため、例えば「限定配信100点、1点当たり10回の再生」といった希少な香りを提供することもできます。このデジタル配信サービスの顧客は、デジタルデータで様々な香りを試した後に、気に入った場合はアナログの香水やリードディフューザーを購入することもできます。

当社は、同社に対していわゆるGK/TKスキーム(合同会社と匿名組合を用いたスキーム)を通じて300百万円を投資し、販売権の一部を300百万円で取得する予定です。また、一般のディフューザー以下の価格で提供できるまでコストを落としてきているため当社の投融資により装置の製作と在庫保有に150百万円支出し、同社の事業拡大を支援することも予定しております。これを達成するためのマーケティング費用として100百万円を投融資で賄います。

(4) 「国内不動産投資事業に関する投資資金」

沖縄の「ベルパライソホテル(沖縄県国頭郡今帰仁村字運天1069番地)」への投資です。ベルパライソホテルは沖縄県北部、今帰仁に位置するビーチに面したホテルで、老朽化が進んでいるもののフロントビーチを有し、現在は修学旅行客で経営維持しています。こちらのホテルの改装について「ANDO HOTEL奈良若草山」をはじめリノベーション実績を持つディライト株式会社(奈良県奈良市春日野町98 代表取締役 出口哲也)と協議を行っております。改装後の想定は、ミドルアップ客をターゲットとし、ADR(一人当たりの客室単価)を3万円以上、稼働率70%を見込んでおります。ディライト株式会社がりノベーションに関与した別のホテルではコロナ禍前に35%程度であった稼働率がコロナ禍中でも70%程度に回復させた実績があります。建物の改装のほか、ベルパライソホテルが現状、手がけていないマリン・アクティビティの運営、ウエディング集客により、不動産価値として6%以上のリターンを見込むものです。

沖縄北部では今帰仁近くに新たなテーマパーク「JUNGLIA(ジャングリア)」が建設中であり、2025年にはオープン予定です。今後、ベルパライソホテルへの訪問客が順調に増加した場合には、敷地内にある未開発の土地(丘の上)にあり古宇利島を望むことができます。)においてコンドミニアムを分譲することも検討可能であり、収益性の高い物件となることを計画しています。

当社は、現在、ベルパライソホテルを唯一の資産として保有し、その運営を行っている有限会社富士産業(沖縄県国頭郡今帰仁村字運天1069番地 代表取締役 長嶺善樹)の出資持分を取得する予定であり、具体的スキームは未定であるものの、金額を鑑み、第二種金融商品取引業者とも協業しながらGK/TKスキーム等を組成する予定です。GK/TK(ファンド)スキームで、有限会社富士産業の出資持分取得となるため、投資運用業者との協業も検討します。

(5) 「M&Aによる投資」

上記「インバウンドや地方創生に関する投資」や「国内不動産投資事業に関する投資資金」に関連した事業展開を行うほか、場合によっては更に関連する会社のM&Aを検討します。現状は、「国内不動産事業に関する投資」の中で沖縄のホテル「ベルパライソ」は金額が大きく、現在は有限会社富士産業が運営会社として単独資産として保有しているところ、GK/TKスキームとして外部投資家も募りつつ、当該会社の出資持分の全部又は一部を取得することを検討しています。

仮に新株予約権の行使が順調に進み、「ベルパライソ」の取得に十分な資金が調達できた場合には、外部投資家から集める資金を2億円までに抑え、より多くの出資持分を取得することも検討しております。

当社としましては、国内において官民連携による事業化機運も改めて高まりつつある中、4つのテーマを中心に、今後の事業戦略として、今まで資金不足で控えていたM&Aを利用し収益性と収益速度を高め、本資金調達による調達資金を以下の順序で充たしたいと考えております。

資金使途の優先順位			
具体的な使途	投資案件	支出予定額	支出予定時期
		(百万円)	
当社グループ既存事業の運転資金		720	2024年6月～2027年3月
借入金の返済		520	2024年6月～2026年3月
「クリーンエネルギー」に関する投資資金	山陽小野田バイオマス燃料供給株式会社を軸にしたバイオマス発電事業及び株式会社Martial ACE Holdingsへの融資等を通じた住宅太陽光発電事業	680	2024年6月～2026年3月
「我が国の技術」に関する投資資金	鉛バッテリー寿命を延ばす事業、香りのデジタル配信プラットフォーム	680	2024年6月～2026年3月
「インバウンド」や「地方創生」に関する投資資金	大三萬年堂を軸にした小京都構想	810	2024年6月～2026年3月
国内不動産投資事業に関する投資資金	沖縄のホテル「ベルパライソ」	1,800	2024年6月～2026年3月
M&Aによる投資資金	「クリーンエネルギーに関する投資」「我が国の技術に関する投資」「インバウンドや地方創生に関する投資資金」に関して投資よりM&Aが有効と判断した事案への投資と単独でM&Aとして入手する案件	1,600	2024年6月～2026年3月
合計		6,810	

本新株予約権の行使により相応の潜在株式数の発行株式が見込まれるものの、当社におきましては新役員体制となった2023年6月以降の株価の推移(2023年4月以降の1日平均出来高300万株程度、値幅も安値8円、高値41円)を鑑み行使が可能と判断しています。また、本資金調達により企業価値を高める努力を最大限行い、経営基盤の強化を確実に図り、本新株予約権の行使を頂けるように努めてまいります。本新株予約権の行使の結果、自己資本が充実し、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えています。ただし、今回の新株予約権発行は潜在的な株式の希薄化となり、株価を押し下げる強い圧力となりえます。

しかし、当社は新規事業の進捗を市場に適宜アナウンスすることで既存株主への十分な開示を行い、ひいては新規の株主に参入頂くことを考えています。新規株主には新規事業の収益確保による企業価値向上を評価していただき、大規模な増資による株価押し下げ要因を軟化させる努力を行ってまいります。今回の資金調達、新体制のもとで実施されます。新体制後、当社といたしましてIR以外にPRで当社の現状と今後を発信してまいりました。前体制時と比べてここ1年間の平均出来高が増加しており、平均株価水準も前体制時よりも底上げされており、この点からも株主の皆様方に評価されていると理解しております。第13回新株予約権の発行時と異なる点といたしましては社内体制におきまして強固かつ厳格な内部統制とガバナンスを強化した点です。具体的には新規投融資案件を立案、関連資料を収集し、役員及び実務担当者からなる実務者ミーティングで協議を重ね「投融資チェックリスト」(社内で作成するもので相手先、投融資内容、徴求資料、契約書関係のチェックを行い社内承認を受けるものです。)をもとに承認を行います。フローとしては、新規投融資案件を立案後、管理本部が書類作成し、役員会で決裁を諮って審議を行います。その後、進捗状況等は、週1回開催の実務者ミーティングで状況報告を行っています。資産管理におきましては管理本部が年二回資産評価、状況確認を実施しており、状況に応じて減損、売却の判断も行います。これにより、新規案件において協議を重ね「投融資チェックリスト」をもとにチェックを行っています。

過去の資産の定期的な評価、状況確認を実施しており、その判断の中で売却の判断も行います。本資金調達の使途となる新規事業におきましても同様の対応を行ってまいります。また、新株予約権が行使されて新規事業が行われるまでは収益性の大幅な改善は期待できません。しかし、その間、前述のとおり既存資産の定期的な評価の結果、将来価値が小さいと判断されたものは早急に売却を行うことで、運転資金、借入の返済にあてて資金コストの低減を図ります。

なお、本新株予約権の行使が当社の想定通りに進まなかった場合や、行使が一部にとどまった場合は「M&Aに関する投資」「国内不動産投資事業に関する投資」を劣後させることを想定しております。

当社といたしましては、上記優先順位に従い資金使途の充当を進める予定です。もっとも、案件協議の進捗に応じて、優先順位や緊急度の高い案件に優先して充当し、一方で協議が想定通りに進捗しない場合には、結果として投資資金が限定的となる可能性があります。

なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額は変更がありうることから、上記調達する資金の具体的な使途の支出時期につきましては、本新株予約権の行使状況にもよりますが、行使が促進され、資金の確保が出来次第、上記のとおり予定した使途資金として拠出したいと考えております。上記の調達資金の使途が変更になった場合には、その旨を適切に開示してまいります。

資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本資金調達により調達した資金の使途として、上記「2. 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各事業への投資の実行を予定しています。当社は、かかる投資によって、新たな事業領域の開拓による収益力の向上及び経常化等の収益基盤の改善や中長期的な財政基盤の強化が可能となると考えており、当該資金の使途には合理性があると判断しています。

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当の方法による新株式発行

払込期日	2021年5月20日
調達資金の額	200,000,800円
発行価額	1株につき53円
募集時における発行済株式総数	79,413,244株
当該募集による発行株式数	3,773,600株
募集後における発行済株式総数	83,186,844株
割当先	株式会社TKコーポレーション 3,773,600株
発行時における当初の資金使途	クラウドファンディング事業等 ()不動産投資及びクラウドファンディング事業 函館山ホテル取得資金
発行時における支出予定時期	2021年5月(200百万円)
2021年5月24日における充当状況	函館山ホテルの取得資金として充当済みであります。

なお、2021年5月21日付「(追加)第三者割当による新株式の一部失権及び「第三者割当による新株式及び第12回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」の一部変更について」にて公表しましたとおり、新株式の一部失権により、当初予定していた新株式発行による資金使途である「当社及び当社子会社の既存事業の運転資金」270百万円は削減されております。

・第三者割当の方法による新株予約権発行(第12回新株予約権)

払込期日	2021年5月20日
調達資金の額	2,014,140,348円 (内訳)新株予約権発行による調達額：14,137,948円 新株予約権行使による調達額：2,000,002,400円
発行価額	総額14,137,948円(新株予約権1個につき41円)
募集時における発行済株式数	79,413,244株
割当先	株式会社TKコーポレーション
当該募集による潜在株式数	34,482,800株
2024年2月21日における行使状況	337,494個
発行時における当初の資金使途	クラウドファンディング事業等 ()不動産特定共同事業法ライセンス関連資金 ()不動産投資及びクラウドファンディング事業 a 函館山ホテル改装及び備品購入並びに運転資金 b 鹿野温泉別荘地土地取得及び建築資金 c 新大村駅開発用地一部取得資金 ()太陽光発電事業におけるID取得資金 「地方創生・地域活性化」及び「SDGs」に関連する事業会社への投資資金 当社及び当社子会社の既存事業の運転資金

発行時における支出予定時期	<ul style="list-style-type: none"> ()2021年5月～2023年5月(400百万円) ()a 2021年5月～2023年5月(250百万円) <li style="padding-left: 20px;">b 2021年5月～2023年5月(240百万円) <li style="padding-left: 20px;">c 2021年5月～2023年5月(100百万円) ()2021年5月～2023年5月(100百万円) 2021年5月～2023年5月(500百万円) 2021年5月～2023年5月(295百万円)
資金使途変更後の資金使途	<p>2021年12月27日付「資金使途の変更に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社に対する支払請求訴訟におけるタクトホーム株式会社との調停が成立したことにより、当社において536百万円の解決金の支払いが確定し、2025年4月まで支払義務が発生したことから、当該解決金の確保を目的として、調達した資金の使途における支出予定時期及び支出額を一部変更し、更に2022年4月12日付「(訂正)「資金使途の変更に関するお知らせ」の一部訂正について」、「2022年4月22日付(訂正)「資金使途の変更に関するお知らせ」の一部訂正について」の一部訂正、「2022年4月28日付資金使途の変更に関するお知らせ」、2022年9月16日付「資金使途の変更に関するお知らせ」の提出を公表しましたとおり、資金使途の変更もあり、以下のとおり一部変更しております。(変更箇所は下線で示してあります。)</p> <p>クラウドファンディング事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ()不動産投資及びクラウドファンディング事業 <ul style="list-style-type: none"> a 函館山ホテル取得資金 b 函館山ホテル改装及び備品購入並びに運転資金 c 鹿野温泉別荘地土地取得及び建築資金 d 新大村駅開発用地一部取得資金 ()太陽光発電事業におけるID取得資金 <p>「地方創生・地域活性化」及び「SDGs」に関連する事業会社への投資及び融資資金(地方活性化に繋がる観光事業において、大型電気バスの導入を行う等、環境にも配慮した経営を行っている事業会社(プリンセスライン株式会社)に対して拠出した資金について、コロナ禍による当該会社の資金繰りに対応するための資金として、一旦、貸付金として拠出しましたが、将来的に出資に切り替えることを前提とした融資だったため、当社では投資資金の充当としていたところ、資金の充当状況に関する検証の結果、融資資金とすべきとの結論となり、変更いたしました。)</p> <p>「地方創生・地域活性化」及び「SDGs」に関連する事業会社への投資及び融資資金(再生エネルギー関連事業であるバイオマス発電における原材料の洗浄事業(福島県森林組合連合会における再生エネルギー事業に関する請負事業)を行っている事業会社(株式会社フォレストシステム)に対して拠出した資金について、当初、洗浄のための水素水生成装置の製造資金を当社の調達資金の状況に応じて拠出し、製造代金全額を払い終わった段階で、出資に切り替えることを前提とした融資を行いました。当該会社と協議の結果、当該会社を子会社化することで当社内において新たに発生するコスト及び人員の増加等を勘案し、当社が当該会社から設備を買取り、リースバックして、当該事業会社に業務を委託する取引を想定することとなりましたが、当社では投資資金の充当としていたところ、資金の充当状況に関する検証の結果、融資資金とすべきとの結論となり、変更いたしました。なお、同社への融資資金は、2022年2月に当社が同社から水素水生成装置を取得し、リースバックするための装置購入資金として振り替えています。)</p> <p>当社及び当社子会社の既存事業の運転資金 子会社セブンスターの増資への払込 訴訟における解決金 再生エネルギー関連会社G-TECHへの出資金</p>

資金使途変更後の支出予定時期	<p>() a 2021年5月～2021年8月(7百万円)(全額支出済)</p> <p>b 2021年5月～2023年5月(50百万円)</p> <p>c 2021年5月～2023年5月(240百万円)</p> <p>d 2021年5月～2023年5月(100百万円)</p> <p>() 2021年5月～2023年5月(47百万円)(内、5百万円支出済)</p> <p>2021年5月～2023年5月(200百万円)(全額支出済)</p> <p>2021年7月～2021年12月(282百万円)(全額支出済)</p> <p>2021年5月～2023年5月(663百万円)(243百万円充当済)</p> <p>2022年2月(21百万円)(全額支出済)</p> <p>2021年12月～2025年4月(175百万円)(内、141百万円支出済)</p> <p>2022年9月(100百万円)(全額支出済)</p>
2023年4月19日における充当状況	<p>2023年4月19日において、第12回新株予約権の行使及び発行による調達資金の総額は1,074百万円であり、発行関連費用として75百万円、999百万円を下記資金使途に以下のとおり、それぞれ各金額を充当しております。なお、第12回新株予約権は現時点では一部行使されておらず、新株予約権の未行使分の残額は約21百万円(下限価額29円での行使想定)となっておりますが、行使期間満了しました。</p> <p>a 函館山ホテル取得における取得税等の費用に7百万円を充当しております。</p> <p>() 不動産特定共同事業法ライセンス関連資金400百万円につきましては、訴訟における解決金確保のために資金使途から除外いたしました。</p> <p>() a 函館山ホテル改装及び備品購入並びに運転資金50百万円につきましては、未充当です。</p> <p>b 鹿野温泉別荘地土地取得及び建築資金240百万円につきましては、未充当です。</p> <p>c 新大村駅開発用地一部取得資金100百万円につきましては、未充当です。</p> <p>() 太陽光発電事業におけるID取得資金につきましては、47百万円に減額し、福島における当該事業のID取得資金として5百万円を充当しております。</p> <p>「地方創生・地域活性化」及び「SDGs」に関連する事業会社への投資及び融資資金200百万円を観光関連事業会社へ融資資金として充当しております。</p> <p>「地方創生・地域活性化」及び「SDGs」に関連する事業における設備投資資金として282百万円を充当しております。</p> <p>「当社及び当社子会社の既存事業の運転資金」663百万円のうち243百万円を充当しております。</p> <p>子会社セブンスターへの払込資金として21百万円を充当しております。</p> <p>訴訟における解決金175百万円の内、141百万円を充当しております。</p> <p>再生エネルギー関連会社G-TECHへの出資金100百万円を充当しております。</p>

なお、第12回新株予約権の残存個数(株数)は、0個(0株)です。

・第三者割当の方法による新株予約権発行(第13回新株予約権)及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

[第13回新株予約権]

払込期日	2022年4月28日
調達資金の額	1,201,776,576円 (内訳)新株予約権発行による調達額:1,777,776円 新株予約権行使による調達額:1,199,998,800円
発行価額	総額1,777,776円(新株予約権1個につき4円)
募集時における発行済株式数	110,049,844株
割当先	株式会社REVOLUTION
当該募集による潜在株式数	44,444,400株(新株予約権1個につき100株)
2024年1月末日における行使状況	27,689個
発行時における当初の資金用途	「地方創生・地域活性化」のための観光関連事業 () 函館市における観光関連事業 a 函館山ホテル改装及び備品購入資金 b 飲食・物販事業への投資資金 () 京都市における観光関連事業 「SDGs」関連である再生エネルギー関連事業会社への投資事業 国内不動産における投資及び投資マネジメント事業 当社グループの既存事業の運転資金
発行時における支出予定時期	() a 2022年5月～2024年4月(200百万円) b 2022年5月～2024年4月(150百万円) () 2022年5月～2024年4月(250百万円) 2022年5月～2024年4月(100百万円) 2022年5月～2024年4月(250百万円) 2022年5月～2024年4月(180百万円)
資金用途変更後の資金用途	2023年7月14日付「資金用途の変更に関するお知らせ」、2024年5月7日付「訂正四半期報告書」(2024年3月期第2四半期)の提出、にて公表しましたとおり、金融サービス・コンサルティングサービスの事業を行う上で今後当社が注力すべき事業分野として、インバウンド分野、地方創生分野、クリーンエネルギー分野、我が国の技術分野(以下、「注力分野」といいます。)という4つのテーマが示され、注力分野に対する投資活動を行うこととし、以下のとおり一部変更しております。(変更箇所は下線で示してあります。) <u>「インバウンド」や「地方創生」に関する事業への投資資金</u> <u>「クリーンエネルギー」に関する事業への投資資金</u> <u>「我が国の技術」に関する事業への投資資金</u> <u>「国内不動産投資事業」に関する投資資金</u> 当社グループの既存事業の運転資金
資金用途変更後の支出予定時期	2023年7月～2024年4月(320百万円) 2023年6月～2024年4月(180百万円) 2023年7月～2024年4月(180百万円) 2023年7月～2024年4月(100百万円) 2023年7月～2024年4月(357百万円)

2024年1月末日における充当状況	<p>2024年1月末時点において第13回新株予約権の発行及び行使による調達資金総額76百万円であり、下記資金使途に以下のとおり、それぞれ充当しております。なお、第13回新株予約権は現時点で一部行使されておらず、新株予約権の未行使残高1,125百万円となっています。当社株価の低迷により新株予約権の行使が進んでいないことから、一部充当または未充当となっています。（2024年5月2日付け「第13回新株予約権の行使期間満了及び特別利益の計上に関するお知らせ」のとおり、2024年5月1日をもって行使期間が満了しています。）</p> <p>「インバウンド」や「地方の創生」に関する事業への投資資金につきましては、未充当です。</p> <p>「クリーンエネルギー」に関する事業への投資資金につきましては、未充当です。</p> <p>「我が国の技術」に関する事業への投資資金につきましては、未充当です。</p> <p>国内不動産投資事業に関する投資資金につきましては、未充当です。</p> <p>当社グループの既存事業の運転資金には76百万円を充当しております。</p>
-------------------	---

なお、第13回新株予約権の残存個数(株数)は、0個(0株)です。

[無担保転換社債型新株予約権付社債]

払込期日	2022年4月28日
調達資金の額	400,000,000円
転換価額	1株当たり27円
募集時における発行済株式数	110,049,844株
割当先	株式会社REVOLUTION
当該募集による潜在株式数	14,814,800株
現時点における転換状況	14,814,800株
発行時における当初の資金使途	支払請求訴訟における解決金
発行時における支出予定時期	2022年4月28日を予定しております。
資金使途変更後の資金使途	調達した資金の一部について、当社グループの既存事業の運転資金に充当しておりました。
資金使途変更後の支出予定時期	2022年5月20日に充当済みです。
現時点における充当状況	支払請求訴訟における解決金360百万円、発行関連費用20百万円、当社グループの既存事業の運転資金19百万円を充当しております。

(注) 当社グループの既存事業の運転資金19百万円につきましては、発行時における資金使途として記載していなかった支出となります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

「2024年4月1日現在」

名称	SUN ORGANIC FARM株式会社
本店の所在地	大阪市中央区北浜二丁目1番17号 SUN ORGANIC FARMは当社の関係会社ではありません。代表者、株主も佐々木氏です。同社と当社の所在地は同じですが、部屋番号が異なります。同じ建物になった経緯は、当社が本資金調達を急いでいる中、佐々木氏が当社元役員であった経緯から早急に移転できる場所を紹介いたしました。
代表者の役職及び氏名	代表取締役 佐々木 康裕(なお、2024年2月5日に前田 奈津子氏から変更しました。)
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
資本金	1,000,000円
事業の内容	不動産の売買、賃貸、開発、仲介、媒介、運用及び管理業 M&A、有価証券の取得、売却、保有及び運用業、各種コンサルティング業
主たる出資者及びその出資比率	佐々木 康裕 100% (なお、2024年2月5日に株式譲渡に伴い、前田健晴氏100%保有から、佐々木康裕氏100%に変更されております。)

b . 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	前述した過去の関係を除き、記載すべき資本関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人事関係	該当事項はありません。 (なお、2024年2月5日に佐々木康裕氏を代表取締役に変更するまでは、当社代表取締役である前田健晴の配偶者である前田奈津子氏が代表取締役となっておりました。)
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c . 割当予定先の選定理由

当社の現状の信用状況から金融機関からの融資が難しい中、当社企業価値の向上を目指す新規事業展開には資金が必要となります。そのため、当社が独自に調達する投資資金が必要となってくることから、当該必要資金の引受先となる事業会社及び投資会社等を模索して参りました。これは、純投資を含め当社の企業価値向上に寄与する先を優先して模索しております。

佐々木氏が割当予定先の代表となってSUN ORGANIC FARM株式会社をもって当社を支援していただけるとの確認を取っております。佐々木氏は1991年オリックス株式会社(東京都港区浜松町2-4-1 取締役兼代表執行役員・グループCEO 井上亮)に入社しており、当社、代表取締役である前田健晴の2年後輩の同僚にあたります。その後、2002年に当社常務取締役を経て、2010年に当社副社長となり2012年まで当社副社長を務めております(2002年当社常務取締役、2010年当社副社長)。その間当社の経営に携わっていた経験があるため、今回は社外からの支援を得られると伺っております。今回の引受に関しては純投資目的とはなるものの、売却後も前述通り人間関係をもとに事業における協業も期待できると考えております。

佐々木氏への割当に際して、具体的な割当先としては、当社の代表取締役が保有する休眠会社、SUN ORGANIC FARM株式会社を選定いたしました。SUN ORGANIC FARM株式会社は、当社代表取締役である前田健晴氏の配偶者である前田奈津子氏が前代表取締役であり株主は前田健晴でありました。同社は、前田健晴の配偶者が独自の事業を行うために設立いたしました。代表取締役及び株主を両氏から事業経営に長けた佐々木康裕氏に変更し全株式を佐々木氏に譲渡しました。今後は、新たな事業展開を行っていくと聞いております。これは、本資金調達に時間的猶予がないなかで、佐々木康裕氏が新規に会社を設立したり、同氏の関係する会社を割当先とするよりは、当社代表取締役の配偶者が保有する会社を活用することが時間短縮可能であったためです。

また、休眠会社であるSUN ORGANIC FARM株式会社の状況については、当社が熟知しているため、簿外債務等の割当先の信用リスクも生じないものと判断しました。SUN ORGANIC FARM株式会社の定款には事業内容が記されていますが、実態としては休眠会社であったため事業活動を行っていません。今後は佐々木氏の事業展開により変更されることも考えられます。しかし、佐々木氏からは当社の支援になり、当社の既存株主の方々へ有益となる事業と聞いています。

佐々木康裕氏には当社の事業戦略、資金ニーズ及び時期等をご理解頂くために、当社の今後の事業戦略として、「クリーンエネルギー分野」「インバウンド分野」「地方創生分野」「我が国の技術分野」の4つのテーマについて説明した上で、当該事業を推進することによる当社の将来的な展望についてご理解ご賛同頂いたこと、また、佐々木康裕氏にSUN ORGANIC FARM株式会社の資金運用及び投資先への関与方針を伺った結果、純投資であり投資先の経営に関与しない旨の説明を受けたことから、SUN ORGANIC FARM株式会社を本新株予約権による資金調達の割当予定先に選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権

SUN ORGANIC FARM株式会社：400,000,000株

e. 株券等の保有方針

割当予定先であるSUN ORGANIC FARM株式会社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、SUN ORGANIC FARM株式会社の代表取締役佐々木氏からは、今後、当社の企業価値が向上することを期待した純投資である意向を聴取により確認しています。当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、本新株予約権の行使より交付を受ける当社普通株式については、市場動向を勘案しながら適宜売却する方針と伺っております。SUN ORGANIC FARM株式会社は定款に事業内容の記載はあり得るものの、実際には現在は事業活動をしていませんが、今後、佐々木氏の方針に賛同いただく方々を軸に新たな事業展開を行うとのことです。佐々木氏はSUN ORGANIC FARMにおける独自の事業展開や当社の4つのテーマに沿った新規事業展開について、地域貢献やこれからの時代に即した脱炭素社会への取り組みも含め賛同者と協議しているとのことです。ただし、あくまでもSUN ORGANIC FARM株式会社は当社新株予約権を引受ける割当先という立ち位置であるため、今後、共同しての事業展開があり得るとしても、当社とSUN ORGANIC FARM株式会社とは独立した関係で行われる予定です。

SUN ORGANIC FARM株式会社は、本新株予約権については譲渡する予定はないとのことです。本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会で承認が必要となります。当該取締役会承認前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、当社がSUN ORGANIC FARM株式会社との間で締結する契約上の行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを条件に、検討・判断いたします。

なお、当社取締役会で、本新株予約権の譲渡が承認された場合には、速やかに当該内容を開示いたします。

f. 払込みに要する資金等の状況

SUN ORGANIC FARMの払込みに要する財産の存在については、当社は同社の保有資産の裏付けとなる2024年4月10日付預金残高証明で確認し、これはSUN INVESTMENT株式会社(大阪府大阪市北浜2-1-17 代表取締役 佐々木康裕)と丸山大喜(株式会社Maruyama Konzern 代表取締役 東京都中央区日本橋兜町7-1)個人からの資金調達の実行済みの残高です。

また、割当予定先を借入人とした2024年4月26日を貸付実行日とする2024年3月25日付金銭消費貸借契約書を2通(株式会社東伸、代表取締役 原田貴之 広島県呉市中央6-8-13からの200百万円の貸付、及び、有限会社角川建設、代表取締役 角川範孝 山口県岩国市行正18からの100百万円の貸付)確認しており、当社は本資金調達に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。株式会社東伸及び有限会社角川建設が割当予定先への貸付に至った経緯については、次のとおりと聞いております。

株式会社東伸の代表取締役及び有限会社角川建設の代表取締役は、当社が3月に設立した当社の子会社であるサンリアルティ株式会社(大阪府大阪市中央区北浜2-1-17 代表取締役 児玉舟 株主は当社51%、株式会社SYS25%、平岡氏24%)の取締役である平岡佳明氏(以下「平岡氏」といいます。)と旧知の仲であったところ、平岡氏が両社の代表取締役に対して、SUN ORGANIC FARM及び佐々木氏を紹介しました。株式会社東伸及び有限会社角川建設は、特にホテルの建設や運営に関してノウハウを有しており、本資金調達のテーマである「地方創生」や「インパウンド」について興味を示して頂き、SUN ORGANIC FARMに資金協力することになりました。これらの貸付先の資金の状況についても確認したところ、有限会社角川建設の直近決算で現預金98百万円と100百万円を貸し付けると現預金が枯渇しますが、完成工事未収入金62百万円が順次入金となります。工事受入金が負債で50百万円弱あるものの販管費の支出等負担にならず、売上金の入金が勝ると聴取しております。したがって、SUN ORGANIC FARMへの貸付は可能と判断しました。株式会社東伸については、直近決算期で現預金299百万円を有しており、200百万円の貸付は可能であると判断しました。

また、新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に新株の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収する行為を繰り返して行うことの説明を佐々木氏より当社代表取締役である前田健晴が聴取しております。これにより、当社の第三者割当に応じていただき、新株予約権行使による支援を頂くことを確認しております。また、当社の本資金調達による事業拡大についての説明を行っております。以上により、当社は新株予約権の引受並びに本新株予約権の行使が問題なく行われるものと判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先が同取引所に提出している「コーポレート・ガバナンス報告書」の内部統制システム等に関する事項において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認することにより、当該割当予定先、当該割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

なお、当社において、SUN ORGANIC FARM株式会社、株式会社東伸、有限会社角川建設、SUN INVESTMENT株式会社、株式会社Maruyama Konzern、個人として前田奈津子、前田健晴、佐々木康裕、原田貴之、角川範孝、丸山大喜が反社会的勢力等とは一切関係ないことを独自に専門の調査機関(株式会社セキュリティー&リサーチ、東京都港区赤坂二丁目8番11号、代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼し、確認しております。株式会社セキュリティー&リサーチからは、反社会的勢力等の関与事実が無い旨の調査報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、登記簿謄本などの官公庁提出書類等の公開情報や、独自情報等から調査、分析をしたとの回答を得ております。

当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、割当先の役員、株主及び資金調達先は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

h. 特定引受人に関する事項

本資金調達によりSUN ORGANIC FARMに対して発行される本新株予約権の目的である株式400,000,000株に係る議決権の数は4,000,000個であり、その結果、SUN ORGANIC FARMは、当社の総議決権の数の最大73.86%を保有し得ることとなり、会社法第244条の2第1項に定める特定引受人に該当いたします。以下は、同項及び会社法施行規則第55条の2に定める通知事項です。

(a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所

SUN ORGANIC FARM株式会社

(b) 特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数

4,000,000個

(c) (b)の交付株式に係る最も多い議決権の数

4,000,000個

(d) (b)に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数

2024年2月29日現在の総議決権数1,415,494個を基準とし、本新株予約権全てが行使されたと仮定した場合5,415,494個になります。

(e) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会では、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注)6 . 新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (1) 本資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、当社の経営状況に鑑み、当社の企業価値を向上させるための事業展開を行うことで企業価値を向上させるべく、本資金調達を実行する必要性及び相当性が高く、また、本資金調達の規模はかかる資金調達の必要性に照らして必要と考えられる規模に設定されていると判断しております。また、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注)6 . 新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 本資金調達方法を選択した理由」に記載のとおり、本資金調達の方法は、他の資金調達方法との比較においても、当社のファイナンスニーズに最も合致している資金調達手法と考えられ、さらに「3 発行条件に関する事項 (1) 払込金額の算定根拠及び発行の合理性」に記載のとおり、本資金調達の発行条件にも合理性があると判断しております。当社は、本新株予約権を発行することにより、総額6,811,000,000円を調達いたしますが、本資金調達を当該規模で実施しなければ当社の再建が図れないこと、上述の本資金調達の目的及び資金使途が合理性を有していること、及び既存株主の皆様が生じる希薄化を考慮したとしても本資金調達は当社の企業価値の向上ひいては既存株主の皆様の利益にも資することに照らしますと、本資金調達による発行数量も合理的であると判断しております。

なお、大規模増資となりますが、当社の収益性を確保するため複数のリスクを抑えた案件に投資を行い安定的に持続する投資を行うこと、当社が現状で運転資金を借入れており、この金利コストを抑え収益性を確保するためにも本資金調達が必要と考えています。これらの増資金額や、必要性、増資資金投資による当社の将来性については取締役及び監査役間で協議して決定しております。

(f) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する監査役の意見

当社監査役全員は、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注)6 . 新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (1) 本資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、当社の経営状況に鑑み、当社の企業価値を向上させるための事業展開を行うことで企業価値を向上させるべく、本資金調達を実行する必要性及び相当性が高く、また、本資金調達の規模はかかる資金調達の必要性に照らして必要と考えられる規模に設定されていると判断している旨の意見を口頭で表明しております。また、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注)6 . 新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 本資金調達方法を選択した理由」に記載のとおり、本資金調達の方法は、他の資金調達方法との比較においても、当社のファイナンスニーズに最も合致している資金調達手法と考えられ、さらに「3 発行条件に関する事項 (1) 払込金額の算定根拠及び発行の合理性」に記載のとおり、本資金調達の発行条件にも合理性があると判断しております。本新株予約権を発行することにより、総額6,811,000,000円を調達いたしますが、本資金調達を当該規模で実施しなければ当社の再建が図れないこと、上述の本資金調達の目的及び資金使途が合理性を有していること、及び既存株主の皆様が生じる希薄化を考慮したとしても本資金調達は当社の企業価値の向上ひいては既存株主の皆様の利益にも資することに照らしますと、本資金調達による発行数量も合理的であると判断している旨の意見を口頭で表明しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び発行の合理性

当社は、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先であるSUN ORGANIC FARM株式会社と協議いたしました。早期に事業基盤を確立し、企業価値向上を実現するためには、上記「2. 新規発行による手取金の使途 (1) 新規発行による手取金の額」に記載の資金が必要不可欠であり、交渉を進めた結果、本新株予約権の発行条件を以下のとおりいたしました。

当社は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(以下、「ブルータス・コンサルティング」といいます。)に依頼しました。

当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価(17円)、行使価額(17円)、配当率(0%)、権利行使期間(2年)、無リスク利率(0.289%)、株価変動性(97.18%)、当社及び割当予定先の行動等について一定の前提を置いて評価を実施し、本新株予約権1個あたりの評価結果は5円となりました。

当社は、当該第三者算定機関の算定結果を参考として割当予定先であるSUN ORGANIC FARM株式会社と協議いたしました。交渉を進めた結果、1個あたりの発行価額は当該第三者算定機関の算定結果と同額である5円と決定しました。

なお、当社は、本新株予約権の発行価額は、ブルータス・コンサルティングの算定した公正価値と同額であり、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員から、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関が当社及び割当予定先から独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された上記の価値評価額の範囲内であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

また、本新株予約権の行使価額を、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日(2024年5月2日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値17円を参考とし、同額である17円といたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均16.71円に対する乖離率は6.25%プレミアム、当該直前営業日までの3か月間の終値平均17.35円に対する乖離率は2.02%ディスカウント、当該直前営業日までの6か月間の終値平均17.78円に対する乖離率は4.39%ディスカウントとなっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前営業日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、取締役会決議日の前営業日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は400,000,000株(議決権数は4,000,000個)であり、2024年2月29日現在の当社発行済株式総数141,556,993株に対し282.57%(2024年2月29日現在の当社議決権個数1,415,494個に対しては282.58%)であり、本資金調達による希薄化の割合は282.57%であります。

既存株主様におかれましては、本資金調達により株式持分及び議決権比率に対して希薄化が生じます。

さらに、本新株予約権の行使により取得した当社株式が売却されると、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もありえること、更には、当社の株式流動性は、過去2年間における1日の平均売買出来高が約176万株と必ずしも高いとはいえないため、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まることも考えられます。

なお、本新株予約権の行使価額は、1株当たり17円であります。これは2024年3月期第3四半期の1株当たり純損失額7.82円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産額の改善を図ることが可能であると考えております。

もっとも、「6 大規模な第三者割当の必要性」に記載したとおり、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

今回の第三者割当による本新株予約権の発行により増加する議決権の数は4,000,000個であり、2024年2月29日現在の発行済株式総数141,556,993株の議決権の数である1,415,494個に対して282.58%の希薄化となります。

したがって、本第三者割当による希薄化率が25%以上になることから、本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
SUN ORGANIC FARM株式会社	大阪市中央区北浜2丁目1-17			400,000,000	73.86
陽インベストメント株式会社	大阪市中央区北浜2丁目1-17	10,402,600	7.34	10,402,600	1.92
山内 規之	東京都世田谷区	5,646,400	3.98	5,646,400	1.04
株式会社TKコーポレーション	港区元赤坂一丁目2番7号	3,150,500	2.22	3,150,500	0.58
株式会社Infi Link	港区赤坂6丁目2番12号 サーージュ赤坂505号	2,990,000	2.11	2,990,000	0.55
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	2,473,300	1.74	2,473,300	0.45
株式会社デベロップ・ナビゲーター	川口市末広3丁目1-14-204	2,010,000	1.41	2,010,000	0.37
岩本 俊	相模原市南区	2,000,000	1.41	2,000,000	0.36
auカブコム証券株式会社	千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング24階	1,574,800	1.11	1,574,800	0.29
米澤 輝司	広島市佐伯区	1,485,000	1.04	1,485,000	0.27
計		31,732,600	22.36	429,271,900	79.69

(注) 1. 2024年2月29日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2024年2月29日現在の発行済株式総数及び議決権数に、割当予定先に割当てる予定の本新株予約権の目的である株式の総数400,000,000株(議決権数4,000,000個)を加えて算出しております。

3. 本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。本新株予約権の行使期間は2024年5月30日から2026年5月29日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況、また行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

4. 本新株予約権の行使により交付される普通株式は、その割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、実質的な大株主になる予定はありません。

5. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注)6 . 新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (1) 本資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、「クリーンエネルギー分野」「インパウンド分野」「地方創生分野」「我が国の技術分野」の4つのテーマを掲げ、これらの事業展開の中で、より良い役務を世の中に提供しながら企業群の事業発展に資する取り組みを進めており、事業の選択と集中に注力し、金融・コンサルティング事業にリソースを集中投下することで、事業発展に資する取り組みを進めております。

しかしながら、当社は、2023年3月期の連結業績では、売上高381百万円、営業損失482百万円、経常損失546百万円、親会社株主に帰属する当期純損失904百万円、また、2024年3月期第2四半期の連結業績では、売上高160百万円、営業損失151百万円、経常損失158百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失212百万円を計上し、2023年9月末時点での現金及び預金残高が78百万円となっております。また、2024年3月期第3四半期の連結業績では、売上高208百万円、営業損失237百万円、経常損失276百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失265百万円を計上し、2023年12月末時点での現金及び預金残高が38百万円となっております。また、当社株価の低迷により2022年4月に発行した第13回新株予約権の行使が進んでいないため、予定していた資金使途である投資資金の確保が難しい状況となっており、何らかの手段により資金を調達しなければ、事業活動を継続するための運転資金の確保が困難な状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社の企業価値を向上させるための事業展開を行うにあたり、安定的な収益が上がらない現状では、コーポレートの信用による金融機関からの融資は難しいこともあり、金融機関等からの決済資金等の調達が進まず、自己資金での事業展開を余儀なくされております。一方、更なる成長に向けた基盤構築のための事業資金の確保は必須であり、事業資金の調達により、既存事業の案件の情報量増加が期待できるだけでなく、今までは、自己資金の投下可能額が限定的であったため、検討できなかったM&A案件や新規事業等に関する優良な案件情報も入手することが可能となるため、当該必要資金の引受先となる事業会社及び投資会社等を模索して参りました。

このような状況の下、佐々木康裕氏より割当予定先の代表となって割当先法人をもって当社を支援していただける旨のご連絡を頂戴したことから本資金調達を行うことといたしました。

(2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社取締役会では、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注)6 . 新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (1) 本資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、当社の経営状況に鑑み、当社の企業価値を向上させるための事業展開を行うことで企業価値を向上させるべく、本資金調達を実行する必要性及び相当性が高く、また、本資金調達の規模はかかる資金調達の必要性に照らして必要と考えられる規模に設定されていると判断しております。また、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注)6 . 新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 本資金調達方法を選択した理由」に記載のとおり、本資金調達の方法は、他の資金調達方法との比較においても、当社のファイナンスニーズに最も合致している資金調達手法と考えられ、さらに「3 発行条件に関する事項 (1) 払込金額の算定根拠及び発行の合理性」に記載のとおり、本資金調達の発行条件にも合理性があると判断しております。当社は、本新株予約権を発行することにより、総額6,811,000,000円を調達いたしますが、本資金調達を当該規模で実施しなければ当社の再建が図れないこと、上述の本資金調達の目的及び資金使途が合理性を有していること、及び既存株主の皆様が生じる希薄化を考慮したとしても本資金調達は当社の企業価値の向上については既存株主の皆様の利益にも資することに照らしますと、本資金調達による発行数量も合理的であると判断しております。

なお、大規模な増資を想定していますが、当社の収益性を確保するため複数のリスクを抑えたに投資を行い安定的に持続する投資を行うこと、加えて当社は現状での足元運転資金を借入れており、この金利コストを抑え収益性を確保するためにも本資金調達が必要と考えています。これらの増資金額や必要性、増資資金投資による当社の将来性については、取締役及び監査役間で協議のうえ決定しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

今回の第三者割当による本新株予約権の発行により増加する議決権の数は4,000,000個であり、2024年2月29日現在の発行済株式総数141,556,993株の議決権の数である1,415,494個の282.58%となり、希薄化率が25%以上になることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に規定される、経営者から一定程度独立した者による当該第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手又は株主の意思確認手続きを要することになります。

この点につき、当社は、本資金調達による希薄化が既存株主の皆様への株式価値に与える影響に鑑み、既存株主の皆様からのご理解をいただくため、本臨時株主総会において既存株主の皆様の意思確認を行うことといたしました。

なお、当社は、このように、株主の皆様からの意思確認の方法として最も直接的な方法である株主総会でのご承認をいただくことを本資金調達の条件としたため、経営者から独立した第三者による意見の入手は予定しておりません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第31期有価証券報告書及び四半期報告書(第32期第3 四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 資本金の増減

「後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第31期)「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金について、本有価証券届出書提出日(2024年5月7日)までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。」

[発行済株式総数、資本金等の推移]

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年4月1日～ 2023年12月31日 (注)1	2,768,900	141,001,438	37,380	4,416,698	37,380	4,281,685
2023年4月1日～ 2023年12月31日 (注)2	555,555	141,556,993	5,000	4,421,698	5,000	4,286,685

(注) 1 新株予約権の行使による増加であります。

2 転換社債型新株予約権付社債の転換による増加であります。

3. 臨時報告書の提出について

組込情報である第31期有価証券報告書の提出日(2023年6月30日)以降、本有価証券届出書提出日までの間に、下記の臨時報告書及び訂正臨時報告書を提出しております。

(2023年6月30日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、2023年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年6月29日

(2) 決議事項の内容

議案 取締役6名選任の件

取締役として、前田健晴、増田智、野村隆志、佐藤哲寛、桂幹人、林亨を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
議案 取締役6名選任の件					
候補者番号1	492,526	20,215			可決 96.05
候補者番号2	492,727	20,014			可決 96.09
候補者番号3	492,758	19,983		(注)	可決 96.10
候補者番号4	492,666	20,075			可決 96.08
候補者番号5	493,242	19,499			可決 96.19
候補者番号6	492,348	20,393			可決 96.02

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(2023年7月3日提出の臨時報告書の訂正報告書)

1 [臨時報告書の訂正報告書の提出理由]

2023年6月30日に提出いたしました金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、定時株主総会における議決権行使の結果に関する臨時報告書を提出いたしました。一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 [訂正事項]

2 [報告内容]

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3 [訂正箇所]

訂正箇所は___を付して表示しております。

(訂正前)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
議案 取締役6名選任の件					可決
候補者番号1	<u>492,526</u>	20,215			可決 <u>96.05</u>
候補者番号2	<u>492,727</u>	20,014			可決 <u>96.09</u>
候補者番号3	<u>492,758</u>	19,983		(注)	可決 <u>96.10</u>
候補者番号4	<u>492,666</u>	20,075			可決 <u>96.08</u>
候補者番号5	<u>493,242</u>	19,499			可決 <u>96.19</u>
候補者番号6	<u>492,348</u>	20,393			可決 <u>96.02</u>

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
議案 取締役6名選任の件					
候補者番号1	<u>634,597</u>	20,215			可決 <u>95.92</u>
候補者番号2	<u>634,798</u>	20,014			可決 <u>95.95</u>
候補者番号3	<u>634,829</u>	19,983		(注)	可決 <u>95.96</u>
候補者番号4	<u>634,737</u>	20,075			可決 <u>95.94</u>
候補者番号5	<u>635,313</u>	19,499			可決 <u>96.03</u>
候補者番号6	<u>634,419</u>	20,393			可決 <u>95.89</u>

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第31期)	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	2023年6月30日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第31期)	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	2024年5月7日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第32期第3四半期)	自 2023年10月1日 至 2023年12月31日	2024年2月14日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月30日

燦キャピタルマネージメント株式会社
取締役会 御中

柴田公認会計士事務所

大阪市中央区 柴田 洋
公認会計士

大瀧公認会計士事務所

東京都北区 大瀧 秀樹
公認会計士

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査人は当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

未収入金に対する貸倒引当金の見積りについて	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、連結財務諸表注記(重要な会計上の見積り)に記載されているとおり、洗浄プラント設備を株式会社フォレストシステム(以下、「フォレスト社」)へ売却したことにより生じた未収入金の回収可能性を勘案して貸倒引当金を計上している。</p> <p>洗浄プラント設備は、現場の設置環境等に課題があり、当連結会計年度末日現在、稼働していない。会社は、当該洗浄プラント設備の事業に不確実性があると判断し、洗浄プラント設備の売却により資金回収を図ることとしたが、フォレスト社の財務内容等を総合的に勘案して当該未収入金に対し貸倒引当金を計上している。</p> <p>洗浄プラント設備は、前連結会計年度において建設仮勘定として計上されており、資産評価に関して金額的重要性・設備の検収手続の複雑性・現地における建設作業の特殊性等から監査上の主要な検討事項として監査した。当連結会計年度においても未収入金の回収可能性については不確実性を伴い、貸倒引当金の見積りの合理性については経営者の主観的判断を伴うため、当監査人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査人は、フォレスト社への未収入金に対する貸倒引当金の見積りの合理性を評価するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産譲渡の承認手続及び未収入金等の資産評価にかかる内部統制の整備及び運用状況の評価を行った。 ・フォレスト社への洗浄プラント設備売却にかかる取締役会議事録及び売買契約書を閲覧・吟味した。 ・洗浄プラント設備事業の進捗状況に関して、フォレスト社の代表取締役に対してヒアリングを実施した。 ・会社の内部統制報告書において、「財務報告にかかる内部統制の重要な不備」として記載されているとおり、会社がフォレスト社の決算書及び事業計画書を手手できていないため、代替手続としてフォレスト社の代表取締役に対して財務状況及び事業計画にかかるヒアリングを実施した。 ・未収入金の入金状況を確認の上、経営者に残金の遅延理由と回収時期をヒアリングし、未収入金の回収可能性を検討した。 ・未収入金に対する貸倒引当金の見積りの妥当性に関して、経営者の算定根拠を検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表または当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、燦キャピタルマネージメント株式会社の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査人は、燦キャピタルマネージメント株式会社が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は、開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会社は、内部統制報告書に記載のあるとおり、財務報告に係る内部統制に重要な不備があったとして記載している。会社は、上記に伴う開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、重要性が乏しいものを除きすべて財務諸表及び連結財務諸表に反映している。これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月30日

燦キャピタルマネージメント株式会社
取締役会 御中

柴田公認会計士事務所

大阪市中央区 柴田 洋
公認会計士

大瀧公認会計士事務所

東京都北区 大瀧 秀樹
公認会計士

監査意見

当監査人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日の第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において、重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、当事業年度においても、重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上している。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査人は当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

未収入金に対する貸倒引当金の見積りについて	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、洗浄プラント設備を株式会社フォレストシステム(以下、「フォレスト社」)へ売却したことにより生じた未収入金の回収可能性を勘案して貸倒引当金を計上している。</p> <p>洗浄プラント設備は、現場の設置環境等に課題があり、当事業年度末日現在、稼働していない。会社は、当該洗浄プラント設備の事業に不確実性があると判断し、洗浄プラント設備の売却により資金回収を図ることとしたが、フォレスト社の財務内容等を総合的に勘案して当該未収入金に対し貸倒引当金を計上している。</p> <p>洗浄プラント設備は、前事業年度において建設仮勘定として計上されており、資産評価に関して金額の重要性・設備の検収手続の複雑性・現地における建設作業の特殊性等から監査上の主要な検討事項として監査した。当事業年度においても未収入金の回収可能性については不確実性を伴い、貸倒引当金の見積りの合理性については経営者の主観的判断を伴うため、当監査人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査人は、フォレスト社への未収入金に対する貸倒引当金の見積りの合理性を評価するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産譲渡の承認手続及び未収入金等の資産評価にかかる内部統制の整備及び運用状況の評価を行った。 ・フォレスト社への洗浄プラント設備売却にかかる取締役会議事録及び売買契約書を閲覧・吟味した。 ・洗浄プラント設備事業の進捗状況に関して、フォレスト社の代表取締役に対してヒアリングを実施した。 ・会社の内部統制報告書において、「財務報告にかかる内部統制の重要な不備」として記載されているとおり、会社がフォレスト社の決算書及び事業計画書を手手できていないため、代替手続としてフォレスト社の代表取締役に対して財務状況及び事業計画にかかるヒアリングを実施した。 ・未収入金の入金状況を確認の上、経営者に残金の遅延理由と回収時期をヒアリングし、未収入金の回収可能性を検討した。 ・未収入金に対する貸倒引当金の見積りの妥当性に関して、経営者の算定根拠を検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表または当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の監査意見実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月14日

燦キャピタルマネージメント株式会社

取締役会 御中

柴田公認会計士事務所

大阪市中央区

公認会計士 柴田 洋

大瀧公認会計士事務所

東京都北区

公認会計士 大瀧 秀 樹

監査人の結論

当監査人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、前連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当第3四半期連結累計期間においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上している。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあ

る。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。